

期日報告書 33

2025年3月4日

函館市 御中

さくら共同法律事務所

弁護士 河 合 弘 之

外 13 名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外 1 名との間の東京地方裁判所平成 26 年（行ウ）第 152 号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

1 期日 2025年2月26日（月）15時～15時40分頃

東京地方裁判所 103 号法廷

第 33 回口頭弁論期日

2 出席者 当方：弁護団 10 名（河合弘之、海渡雄一、青木秀樹、只野靖、井戸謙一、兼平史、

中野宏典、甫守一樹、大河陽子、北村賢二郎）

相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席

3 提出書面

当 方：準備書面（56）（震源を特定せず策定する地震動）

甲 D 203～213

証拠説明書（55）

（争点項目表の改訂版は Teams へ投稿）

相手方（被告国）：第 27 準備書面（火山ガイドの合理性）

乙 A 242～255

乙 A 証拠説明書（23）

相手方（被告電源開発）：なし

4 口頭説明

原告代理人只野弁護士が、準備書面（５６）（震源を特定せず策定する地震動）の内容を、同準備書面の別紙を用いて口頭説明を行いました（約３０分）。

5 争点項目表

今回、原告において改訂した争点項目表について、今後は争点項目表の完成へ向けての作業と同表に基づく主張をしていくことを確認しました。

同表に基づく主張として、具体的には、次回弁論期日で、原告は、新規規制基準の不合理性について、水蒸気爆発等の規制基準の不合理性を主張予定あることを確認しました。なお、状況の変化があれば、他の主張を行う可能性があることを確認しました。

6 被告国の反論

被告国は、必要な限度で反論するとのことでした。

7 次回期日、次々回期日

（１）次回期日

２０２５年９月２日（火）１５時 弁論期日 @東京地裁１０３法廷

第３４回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

（２）次々回期日

２０２５年１２月２４日（水）１０時３０分 弁論期日 @東京地裁１０３法廷

第３５回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

なお、裁判所から、審理促進のため、従前の半年に１回の期日の間隔を狭めて弁論期日を入れたいとの要請があり、３か月に１回のペースに相当する年末に次々回期日が指定されました。

以上